



生活保護を受けている方に 住居や生活サービス等を提供している 事業者の方へ

「大阪府被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例」（平成 23 年 2 月 1 日施行）

大阪府では、生活保護を受けている方（以下「生活保護受給者」という。）の生活の安定と自立の助長を図るため、「大阪府被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例」を制定し、生活保護受給者と住居や生活サービス等を提供する事業者との間に、下記の取引ルールを定めることで、生活保護受給者に不当に不利となる事業活動を規制しています。

- ① 事業者は、住居・生活サービス等提供事業を開始する際には、あらかじめ大阪府に届出を行う。
- ② 住居・生活サービス等提供事業に係る契約を締結する際には、
 - (1) 重要事項を説明する。
 - (2) 契約書面を交付する。
 - (3) 解約に関するルールを遵守する。

※ 条例の規定に違反した場合には、勧告、命令、罰則等の対象になります。

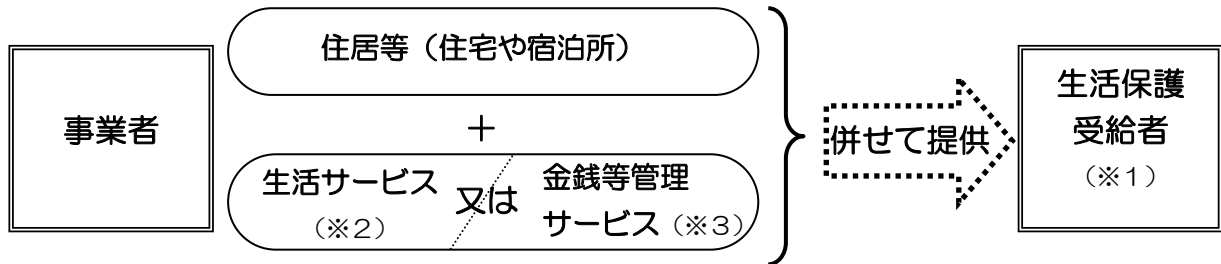
《大阪府被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例》

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shakaiengo/jyoureikoufu/index.html>

1 条例の対象となる事業

被保護者等住居・生活サービス等提供事業（生活保護受給者に対し、①住居等の提供に併せて、②生活サービス又は③金銭等管理サービスを提供する事業）が対象となります。

（一の事業者が併せて事業を提供する場合だけでなく、一の事業者が他の事業者を指定して、併せて事業を提供する場合を含みます。）



※1 生活保護受給者には、生活保護を申請中の方を含みます。

※2 生活サービスとは、衣類、食事、洗濯、掃除等の日常生活上必要なサービスであって、1か月を超えて継続的に提供するものをいいます。

※3 生活保護費又は生活保護費が払い込まれる預貯金等の口座を管理するサービスをいいます。

■ 条例の対象にならない事業

法令により、

- ・開始につき行政庁の許可、届出等を要する事業
- ・設置につき行政庁の許可、届出等を要する施設に係る事業
- ・実施につき行政庁の許可、届出等をすることができる事業

（例）

- 社会福祉法に定める社会福祉事業
- 老人福祉法に定める有料老人ホームに係る事業
- 高齢者の居住の安定確保に関する法律に定めるサービス付き高齢者向け住宅事業であって、行政庁に登録したもの
- 介護保険法に基づく介護保険サービス事業

条例の適用範囲について

この条例は、大阪府内で条例の対象となる事業を行う場合に適用されます。

したがって、大阪府外の事業者が大阪府外で生活保護受給者と契約したとしても、大阪府内にある住居等において、生活サービス又は金銭等管理サービスを提供している場合には、この条例の規制が適用されます。

2 届出について

住居・生活サービス等提供事業を営む場合には、あらかじめ大阪府に届出を行う必要があります。

■ 届出事項

- ① 氏名（名称）、住所
- ② 営もうとする事業の種類
（住居等の提供・生活サービスの提供・金銭等管理サービスの提供の区別）
- ③ 住居等を提供する事業者は、当該住居等の建物の名称及び所在地
- ④ 自己が指定する事業者に住居等の提供又は生活サービス等を提供させる場合は、当該事業者についての①～③に関する事項 等

※ 上記④について、一の事業者が他の事業者を指定して事業を提供する場合には、指定を行う事業者が、自己の指定する事業者についての事項についても届出を行う必要があります。

※ 届出に係る様式については、大阪府ホームページ（下記ウェブサイト）をご参照ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shakaiengo/jyoureikoufu/index.html>

3 事業者の遵守事項

事業者は、住居・生活サービス等提供事業に係る契約締結に際して、以下のことを遵守する義務があります。

① 契約前の重要事項の説明

事業者は、契約を締結するまでに、契約の重要な事項について、その内容を明らかにする書面を生活保護受給者に交付して説明しなければなりません。

② 契約締結時の書面の交付

事業者は、契約を締結、又は変更したときは、生活保護受給者に対し、契約内容を記載した書面を交付しなければなりません。

③ 契約内容に関するルール

(i) 契約の締結に際して定めなければならない事項

- ・生活保護受給者が住居等に関する契約の解除について、予告をしたときは、一月以内で当該契約を解除することができること
- ・事業者に正当な事由が認められる場合に、住居等に関する契約又は生活サービスに関する契約若しくは金銭等管理サービスに関する契約を解除するときは、少なくとも6月前にその予告をしなければならないこと

- ・生活保護受給者が生活サービスに関する契約又は金銭等管理サービスに関する契約の解除の申し入れをしたときは、直ちに当該申し入れに係る契約を解除することができること

(ii) 契約の締結に際して、定めてはならないこと

- ・生活保護受給者が生活サービスに関する契約又は金銭等管理サービスに関する契約を解除することを理由として、事業者が住居等に関する契約を解除すること
- ・生活保護受給者が住居等に関する契約又は生活サービスに関する契約若しくは金銭等管理サービスに関する契約を解除した場合について、生活保護受給者が当該契約の解除に伴う違約金を支払うこと

④ 違反する事業者に対する罰則について

遵守事項を守らない事業者に対して、大阪府は、勧告、命令を行うことがあります。また、命令に違反した事業者には、罰則（6か月以下の懲役又は100万円以下の罰金）が科せられることがあります。

※ 条例施行前に締結している契約についても、条例施行日以後にその契約を更新する際には、条例の規定が適用されます。

【お問い合わせ先】

大阪府福祉部地域福祉推進室社会援護課生活保護調整グループ

<住所> 〒540 - 8570 大阪市中央区大手前二丁目

<電話> (代表) 06-6941-0351 (内線 2421/2422)

(直通) 06-6944-6665

<ウェブサイト> <http://www.pref.osaka.lg.jp/shakaiengo/jyoureikoufu/index.html>

●本条例に関係する法令等の遵守について

生活保護受給者との取引にあたっては、取引の形態や契約の内容等に応じて、当然ながら、他の関係法令等が適用されます。

特定商取引に関する法律、大阪府消費者保護条例、借地借家法をはじめとする関係法令等を遵守するようお願いします。

※ 関係法令等の内容等については、それぞれ各法令を所管する行政庁にお問い合わせ下さい。